



# 6月2日は 青森県知事選挙の投票日

■問い合わせ先  
選挙管理委員会事務局  
(☎ 35-1129)

## 【選挙資格】

▼年齢要件 平成13年6月3日までに生まれた人

※住所要件については、7ページ上段の表を参照してください。

## 【投票所入場券】

5月8日現在の住所で作成し郵送します。圧着式のはがき1枚につき2人分まで印刷しています。入場券のバーコード部分は切り取らずに持参してください。万が一、入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

## ←投票所入場券(見本)

〇〇選挙	投票所入場券
投票所名 〇〇集会所	
投票日・時間 〇月 〇日(日) 〇時から 〇時まで	
選挙区 〇〇区 選挙 花子	
氏名 〇〇 〇〇	
生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日	
期日前投票 選挙管理委員会 令和 年 〇月 〇日	
1	
2	
3	
4	
5	
6	

バーコードリーダーで読み込みますので、バーコード部分は切り取らずにお持ちください。

## 【期日前投票】

仕事や用事などで投票日に投票できない人は、7ページ中段の表のとおり期日前投票ができます。

期日前投票を行うためには受け付けの際、法令により「宣誓書(投票日当日に投票所へ行けない理由など)」の記入・提出が必要です。「宣誓書」は投票所入場券の「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入するか、各期日前投票所の受付にも用意しています。

## 【共通投票所】

ヒロロ(駅前町)に共通投票所を開設します。投票日当日に投票する人は、投票所入場券に記載している指定投票所または共通投票所のどちらかで投票ができます。詳しくは7ページ下段の表をご確認ください。

## 【滞在地での投票】

仕事や用事などで投票日に市外に滞在中で、期日前投票もできない人は、不在者投票が

できます。

不在者投票を希望する人は、「不在者投票請求書兼宣誓書」に必要事項を記入の上、請求手続きをしてください。「不在者投票請求書兼宣誓書」は、選挙管理委員会事務局および岩木・相馬総合支所の同事務局分室に用意しているものを使うか、市のホームページからダウンロードすることもできますのでご利用ください。郵送や代理人による手続きも可能です(ファクスやEメールは不可)。

手続きをした人には、滞在地へ投票用紙などを郵送しますので、滞在地の選挙管理委員会で投票してください。なお、郵送期間の関係上、早めに手続きや投票をしてください。

## 【在宅投票】

重度の身体障がい者などで、「郵便等投票証明書」を持っている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。

該当する人は、①介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人、②身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人で両下肢・体幹・移動機能の障がい程度が1級か2級の人、③心臓・腎臓・呼吸器などの内臓機能の障がい程度が1級か3級の人、④免疫・肝臓の障がい程度が1級から3級までの人などです。

「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人で、新たに交付を希望する人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳、介護保険の被保険者証を持参し、選挙管理委員会事務局で手続きをしてください(代理人による手続きも可)。

▼請求期限 5月29日(水)

## 【選挙公報】

候補者の経歴・政見を掲載した選挙公報を各世帯へ配布します。市役所、岩木・相馬庁舎、各出張所などの公共施設にも備えますのでご利用ください。

▼配布期間 投票日の2日前まで

## 【投票所の変更】

投票所がこれまでと変更になることがあります。投票所入場券の投票所名をよく確かめてから、投票にお出掛けください。

## 住所の異動と投票の可否

### ■市外から転入した人

平成31年2月15日までに転入届を出した人 → 弘前市で投票できません

平成31年2月16日以降に県内の他市町村から転入届を出した人 → 前住所地の市町村で投票できます(※①・※②)

平成31年3月2日以降に県外から転入届を出した人 → 投票できません

### ■市外へ転出した人

平成31年2月2日～15日に県内の他市町村へ転出した人 → 転出先の市町村へ転入届を出した日によって投票できる市町村が異なります

平成31年2月16日以降に県内の他市町村へ転出した人 → 弘前市で投票できません(※①・※②)

令和元年6月2日までに県外へ転出した人 → 投票できません(※③)

### ■市内で転居した人

令和元年5月8日までに転居届を出した人 → 現在の住所地の投票所で投票できます

令和元年5月9日以降に転居届を出した人 → 転居前の住所地の投票所で投票できます

※① 「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」または各投票所で「引き続き青森県内に住所を有することの確認」(確認がとれるまで少し時間がかかります)が必要となります。「引き続き青森県内に住所を有する旨の証明書」は最寄りの市役所、町村役場の住民基本台帳担当課で発行します。弘前市では市民課窓口(市役所・岩木総合支所・相馬総合支所・総合学習センター・ヒロロ)で発行します。  
※② 平成31年2月16日～3月1日までに弘前市もしくは県内の他市町村に転入届を提出した人は、期日前投票ができる期間や市町村が異なる場合があります。  
※③ 5月17日以降に転出予定の人は、期日前投票ができる場合があります。

住所の異動と投票の可否について、不明な点がある人は選挙管理委員会事務局(☎35-1129)へお問い合わせください。

## 期日前投票

投票期間	5月17日(金)～6月1日(土)					5月29日(水)～31日(金)
投票場所	弘前市役所(上白銀町)1階 市民ギャラリー	岩木庁舎(賀田1丁目)1階	相馬庁舎(五所字野沢)交流コーナー	総合学習センター(末広4丁目)1階中会議室	ヒロロ(駅前町)3階 多世代交流室2	弘前大学(文京町)総合教育棟1階
投票時間	午前8時30分～午後8時	午前8時30分～午後6時			午前10時～午後8時	午前10時～午後5時
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、上記のどの投票所でも投票することができます。 ②受け付けの際、投票所に当日行けない理由について「宣誓書」を提出してもらいます。「宣誓書」は各人の投票所入場券の下部にある「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入するか、各期日前投票所の受付にも用意しています。 ③投票所によって投票期間および投票時間が異なりますので、注意してください。 ④投票所入場券が届いている場合は、持参してください。 ⑤弘前大学には投票者用の駐車場がありませんので、ご了承ください。 ⑥ヒロロで投票する際はヒロロ駐車場(1時間無料)をご利用ください。 ⑦各選挙の期日前投票の開始後に18歳の誕生日を迎える人は、投票方法が異なる場合があります。詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。					

## 共通投票所

開設日	6月2日(日) ※投票日当日
投票時間	午前9時～午後8時
投票場所	ヒロロ(駅前町)3階多世代交流室2
注意事項	①住んでいる地域に関係なく、どなたでも投票ができます。 ②投票の際はヒロロ駐車場(1時間無料)をご利用ください。